

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年4月7日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

介護保険事業の取扱いについて（協定項目番号：28）

介護保険事業の取扱いについては次のとおりとする。

1 介護保険料については、次のとおりとする。

保険料については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているのでそれまでは現行のまま旧町村単位の保険料とし、平成18年度の事業計画見直し時に統一する。

納期については、10期とする。

保険料の軽減については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているのでそれまでは現行のままとし、平成18年度の事業計画見直し時に統一する。

2 介護保険保険給付については、現行のまま引き続き実施する。

市町村特別給付については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているのでそれまでは現行のままとし、平成18年度の事業計画見直し時に統一する。

3 要介護認定に関することについては、新町においても引き続き実施する。

なお、調査方法、認定方法等については、合併までに調整する。

4 財政安定化基金借入金については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているので、借入金についても平成17年度までは旧町村ごとに保険料に上乗せして徴収し返済するものとする。

5 介護保険運営協議会については、合併後新町において速やかに調整し設置する。

平成16年4月7日 確認

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	28-1	事務事業名	介護保険料

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	<p>介護保険料については、次のとおりとする。</p> <p>保険料については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているのでそれまでは現行のまま旧町村単位の保険料とし、平成18年度の事業計画見直し時に統一する。</p> <p>納期については、地方税の納期の検討と併せて調整する。</p> <p>保険料の軽減については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているのでそれまでは現行のままとし、平成18年度の事業計画見直し時に統一する。</p>
------	---

調査項目	矢部町		清和村		蘇陽町		調整方針	
保険料	段階	対象者区分	基準額	矢部町	清和村	蘇陽町	<p>介護保険料については、次のとおりとする。</p> <p>保険料については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているのでそれまでは現行のまま旧町村単位の保険料とし、平成18年度の事業計画見直し時に統一する。</p> <p>納期については、地方税の納期の検討と併せて調整する。</p> <p>保険料の軽減については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているのでそれまでは現行のままとし、平成18年度の事業計画見直し時に統一する。</p>	
	第1段階	高齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	月額	1,990円	1,790円		1,800円
				年額	23,880円	21,480円		21,600円
	第2段階	住民税非課税者（世帯全員非課税）	基準額×0.75	月額	2,985円	2,685円		2,700円
				年額	35,820円	32,220円		32,400円
	第3段階	住民税非課税者（本人が非課税）	基準額×1.0	月額	3,980円	3,580円		3,600円
				年額	47,760円	42,960円		43,200円
	第4段階	住民税課税者（所得200万円未満）	基準額×1.25	月額	4,975円	4,475円		4,500円
				年額	59,700円	53,700円		54,000円
	第5段階	住民税課税者（所得200万円以上）	基準額×1.5	月額	5,970円	5,370円		5,400円
年額				71,640円	64,440円	64,800円		
納期	第1期	6月1日～6月30日	第1期	6月1日～6月30日	第1期	4月1日～4月30日		
	第2期	7月1日～7月31日	第2期	8月1日～8月31日	第2期	6月1日～6月30日		
	第3期	8月1日～8月31日	第3期	10月1日～10月31日	第3期	8月1日～8月31日		
	第4期	9月1日～9月30日	第4期	12月1日～12月25日	第4期	10月1日～10月31日		
	第5期	10月1日～10月31日			第5期	12月1日～12月25日		
	第6期	11月1日～11月30日			第6期	2月1日～2月28日		
	第7期	12月1日～12月25日						
	第8期	1月4日～1月31日						
	第9期	2月1日～2月28日						
	第10期	3月1日～3月31日						

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

2 - 2

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	28 - 1	事務事業名	介護保険料

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
保険料の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料第1段階該当者のうち、老齢福祉年金受給者の保険料を年額 11,940 円 (基準額 × 0.25) へ軽減。 介護保険料第2段階該当者については、申請があった者の中の内、当該者の老齢福祉年金受給額より収入が少なく、かつ仕送り等を活用してもなお生活に困窮している場合に町長が必要と認めた者の保険料を年額 28,656 円 (基準額 × 0.6) へ軽減 	実施なし	実施なし	

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	28 - 2	事務事業名	介護保険保険給付に関すること

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	<p>介護保険保険給付については、現行のまま引き続き実施する。</p> <p>市町村特別給付については、介護保険事業計画がH17年度末までとなっているのでそれまでは現行どおりとし、H18年度の事業計画見直し時に統一する。</p>
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針																																									
保険給付	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>サービス名</th> <th>サービス内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">居宅サービス</td> <td>訪問介護</td> <td>ホームヘルプサービス</td> </tr> <tr> <td>訪問入浴介護</td> <td>入浴サービス</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>居宅における看護</td> </tr> <tr> <td>通所介護</td> <td>デイサービス</td> </tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td> <td>福祉施設のショートステイ</td> </tr> <tr> <td>痴呆対応型共同生活介護</td> <td>グループホーム</td> </tr> <tr> <td>特定施設入所者介護</td> <td>有料老人ホームでの介護サービス</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td> <td>介護用ベッド、車いす等貸与</td> </tr> <tr> <td>福祉用具購入</td> <td>入浴、排泄用具の購入費支給</td> </tr> <tr> <td>住宅修理</td> <td>手すり、段差等の解消</td> </tr> <tr> <td>訪問リハビリ</td> <td>居宅における機能訓練</td> </tr> <tr> <td>居宅療養管理指導</td> <td>医師等による療養上の管理指導</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリ</td> <td>デイケア</td> </tr> <tr> <td>短期入所療養介護</td> <td>医療施設でのショートステイ</td> </tr> <tr> <td>居宅介護サービス</td> <td>ケアプランの作成</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設サービス</td> <td>指定介護老人福祉施設</td> <td>特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定介護療養型</td> <td>療養病床、老人性痴呆疾患療養病棟、介護力強化病院</td> </tr> </tbody> </table>		サービス名	サービス内容	居宅サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス	訪問入浴介護	入浴サービス	訪問看護	居宅における看護	通所介護	デイサービス	短期入所生活介護	福祉施設のショートステイ	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム	特定施設入所者介護	有料老人ホームでの介護サービス	福祉用具貸与	介護用ベッド、車いす等貸与	福祉用具購入	入浴、排泄用具の購入費支給	住宅修理	手すり、段差等の解消	訪問リハビリ	居宅における機能訓練	居宅療養管理指導	医師等による療養上の管理指導	通所リハビリ	デイケア	短期入所療養介護	医療施設でのショートステイ	居宅介護サービス	ケアプランの作成	施設サービス	指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設		指定介護療養型	療養病床、老人性痴呆疾患療養病棟、介護力強化病院	矢部町と同じ	矢部町と同じ	<p>介護保険保険給付については、現行のまま引き続き実施する。</p> <p>市町村特別給付については、介護保険事業計画がH17年度末までとなっているのでそれまでは現行どおりとし、H18年度の事業計画見直し時に統一する。</p>
		サービス名	サービス内容																																										
	居宅サービス	訪問介護	ホームヘルプサービス																																										
		訪問入浴介護	入浴サービス																																										
		訪問看護	居宅における看護																																										
		通所介護	デイサービス																																										
		短期入所生活介護	福祉施設のショートステイ																																										
		痴呆対応型共同生活介護	グループホーム																																										
		特定施設入所者介護	有料老人ホームでの介護サービス																																										
		福祉用具貸与	介護用ベッド、車いす等貸与																																										
		福祉用具購入	入浴、排泄用具の購入費支給																																										
		住宅修理	手すり、段差等の解消																																										
		訪問リハビリ	居宅における機能訓練																																										
		居宅療養管理指導	医師等による療養上の管理指導																																										
	通所リハビリ	デイケア																																											
短期入所療養介護	医療施設でのショートステイ																																												
居宅介護サービス	ケアプランの作成																																												
施設サービス	指定介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム																																											
	介護老人保健施設																																												
	指定介護療養型	療養病床、老人性痴呆疾患療養病棟、介護力強化病院																																											

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	28 - 2	事務事業名	保険給付に関すること

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
市町村特別給付	実施なし	実施なし	<p>蘇陽町寝たきり老人等在宅手当支給</p> <p>目的：在宅において寝たきり老人等が適切な介護サービスを受けるために在宅手当てを支給し、日常生活上の精神的又は経済的な負担を軽減し、在宅福祉の向上に資すること。</p> <p>対象者：・介護保険の要介護4、5の判定を有する者 ・概ね65歳以上で痴呆老人の日常生活自立度において以上と判定される者 ・身障者手帳1種1級、療育手帳A1所持者で寝たきり状態にある者</p> <p>ただし、以下の者は該当しない 医療機関等に20日以上入院した者 介護保険施設でショートステイを20日以上利用した者 グループホームの入居者</p> <p>支給額：10,000円/月</p> <p>支給方法：4、7、10、1月に前月分までの額を支給</p> <p>H14実績：対象者14名 給付額1,690,000円</p>	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	28-3	事務事業名	要介護認定に関すること

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	要介護認定に関することについては、新町においても引き続き実施する。 なお、調査方法、認定方法等については、合併までに調整する。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
認定訪問調査	認定調査員数：保健師 1 名 嘱託職員 2 名 訪問調査委託：町内 4 施設、全国的に対応する 1 社と委託契約 3,150 円 / 件 (H14：451 件) 申請状況(H14)：新規 242 件 更新：1,091 件 区分変更：40 件	認定調査員数：保健師 2 名(兼務) 嘱託職員 2 名 訪問調査委託：清和村社会福祉協議会へ委託 2,625 円 / 件 (H14：278 件) 申請状況(H14)：新規：39 件 更新：259 件 区分変更：10 件	認定調査員数：1 名(社会福祉協議会より出向) 訪問調査委託：なし 申請状況(H14)：新規：65 件 更新：307 件 区分変更：8 件	新町においても引き続き実施する。 なお、調査方法、認定方法等については、合併までに調整する。
要介護認定	認定方法：申請書、調査票を介護認定支援システムへ入力し、上益城広域連合からの認定データを自庁電算システムへ取り込み、被保険者証等を発行する 認定者数：757 名(H14) 居宅介護(支援)サービス受給者数：379 名 施設入所者数：介護老人福祉施設 91 名 介護老人保健施設 111 名 介護療養型医療施設 44 名 グループホーム：2 ユニット(17 名入所)	認定方法：矢部と同じ 認定者数：182 名(H14) 居宅介護(支援)サービス受給者数：104 名 施設入所者数：介護老人福祉施設 31 名 介護老人保健施設 8 名 介護療養型医療施設 11 名 グループホーム：なし(1 名入所)	認定方法：申請内容、調査結果及び主治医意見書を自庁システムに取り込み 1 次判定を行った後、それを審査会事務局(阿蘇広域)に伝送。2 次判定結果を受信後、自庁システムにて被保険者証を発行。 認定者数：270 名(H14) 居宅介護(支援)サービス受給者数：171 名 施設入所者数：介護老人福祉施設 29 名 介護老人保健施設 8 名 介護療養型医療施設 12 名 グループホーム：1 ユニット(8 名入所)	
認定審査会	名称：上益城広域連合介護保険認定審査会 構成：医療関係 33 名 福祉関係 14 名 保健関係 22 名 計 69 名 8 合議体 開催数：157 回 報酬等：報酬 15,000 円 費用弁償 2,400 円 開催日：毎週水曜日・木曜日 昼夜 2 回 H14 町村負担金：5,697,000 円 構成 6 町村で審査会経費を均等割、高齢者人口割、認定審査会件数割を用いて算出	名称：矢部町と同じ 構成：矢部町と同じ 開催数：矢部町と同じ 報酬等：矢部町と同じ 開催日：矢部町と同じ H14 町村負担金：2,413,000 円	名称：阿蘇地域介護認定審査会 構成：医療関係 31 名 福祉関係 15 名 保健関係 9 名 計 55 名 5 合議体 開催数：144 回 報酬等：報酬 20,000 円 費用弁償 1,000 円 開催日：毎週火曜日・木曜日 午後 3 時から 審査件数が多い場合は臨時合議体を開催(水曜日) H14 町村負担金：3,422,000 円 阿蘇郡 12 か町村で審査会経費を均等割・人口割・人口構成比などを用いて算出。	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	28-4	事務事業名	財政安定化基金借入金

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	財政安定化基金借入金については、介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているので、借入金についても平成17年度までは旧町村ごとに保険料に上乗せして徴収し返済するものとする。
------	--

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
借入金額	平成14年度：32,100,000円 計画人数：4,122人 上乗せ額：月額216円（平均）	なし	平成14年度：928,000円 計画人数：1,600人 上乗せ額：月額16円（平均）	介護保険事業計画が平成17年度末までとなっているので、借入金についても平成17年度までは旧町村ごとに保険料に上乗せして徴収し返済するものとする。
返済方法	平成15年度より3年間で第1号被保険者に上乗せして徴収し、県に返済する。		平成15年度より3年間で第1号被保険者に上乗せして徴収し、県に返済する。	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	厚生	分科会名	保険
事務事業番号	28-5	事務事業名	介護保険運営協議会

提出責任者	専門部会長	佐野 光一
"	分科会代表	佐藤 洋一

調整方針	介護保険運営協議会については、合併後新町において調整し、速やかに設置する。
------	---------------------------------------

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	調整方針
名称	介護保険のみの運営協議会はない 矢部町保健福祉総合計画策定委員会において対応している。(設置規則有り)	清和村介護保険運営協議会	蘇陽町介護保険運営協議会	合併後新町において調整し速やかに設置する。
協議内容	・介護保険事業計画の策定、変更に関する事項 ・介護保険に関する施策の実施状況の調査及び、その他介護保険に関する重要事項	矢部町と同じ	矢部町と同じ	
構成	学識経験者 保険医療関係者 福祉関係者 町民の代表 行政機関代表 等24名 任期：2年 平成14年2月～平成16年1月	公募による村民 4名 各種団体及び第1号・2号被保険者代表 4名 介護サービスに関する事業に従事する者 4名 任期：3年 平成15年4月～平成18年3月	被保険者の代表(1号・2号) 4名 介護に関し学識または経験を有する者 2名 介護サービスに関する事業に従事する者 2名 任期：3年 平成14年3月～平成16年2月	
開催数	介護部会(年5回開催)	年6回で予定 平成14年度は4回(7・10・2・3月)	年間2回開催予定(9月・3月)	
報酬等	報酬：報償費として支給 6,100円 費用弁償：全委員 1回会議 2,200円	報酬：全委員 1回会議 6,600円 費用弁償：全委員 1回会議 2,200円	報酬：委員長 6,500円 委員 6,200円 費用弁償：日当(半日)1,500円 旅費 距離に応じて支給	